

舶工 第420号
令和4年10月17日

会 員 各 位

一般社団法人日本舶用工業会
専務理事 安藤 昇
(公印省略)

改正石綿障害予防規則が舶用メーカーに適用されるケースについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当会の事業運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、石綿障害予防規則の一部改正（令和2年7月及び令和4年1月公布）により、添付1の厚生労働省のパンフレットのとおり、船舶の改修工事に対する石綿対策の規制が強化されました。

当該規制は、改修工事の受注者（解体改修工事実施者）である造船所、機関整備事業者等が直接の対象となりますが、工事対象の舶用機関やボイラー等におけるアスベストの使用有無の確認のため、その製造メーカーに対しノンアスベスト化時期について造船所等からの問い合わせが増えることが予想されます。このため、当該規制への対策を検討する、（一財）日本船舶技術研究協会「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル改訂委員会」（令和2年12月設置）に当会事務局も参加し、会員の皆様に、関連情報の共有や説明会のご案内を行ってきたところです。

上述したとおり、当該規制は改修工事の受注者（解体改修工事実施者）が対象となりますが、この度、船舶の沖修理、港修理等で、舶用メーカーが、直接、船主等から改修工事を受注するケースがあることが判明しました。このような場合、石綿対策に係る規制は、受注した舶用メーカーに直接適用されますので、ご留意下さるようお願いいたします。

なお、令和5年10月1日以降は、工事開始前の石綿の有無の調査を実施する者の資格（船舶石綿含有資材調査者）が要求されますが、添付2のとおり、日本船舶技術研究協会は、自社内で資格者を育成できる教材を無料公開している他、資格取得のための学科講習と修了考査を全国9カ所で開催（実施時期と場所等は添付3、4、5参照）しますのでお知らせいたします。

ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

また、改正石綿障害予防規則への対応支援をまとめた日本船舶技術研究協会のホームページがありますのでご参照ください。

(日本船舶技術研究協会>支援事業>石綿障害予防規則への対応支援 URL)

<https://www.jstra.jp/a3b05/>

敬 具

[問い合わせ先]

○アスベストの取扱い、調査者資格取得等に関するお問い合わせ

(一財) 日本船舶技術研究協会 加藤様、太田様

TEL : 03-5575-6426、

FAX : 03-5114-8941

e-mail: standard@jstra.jp

○その他の事項

(一社) 日本舶用工業会 業務部 中橋

TEL : 03-3502-2041

e-mail : nakahashi@jsmea.or.jp

[添付資料]

添付1 : 石綿パンフレット (厚生労働省)

添付2 : 「船舶石綿含有資材調査者」資格の取得について (日本船舶技術研究協会)

添付3 : 「船舶石綿含有資材調査者」学科講習のご案内 (日本船舶技術研究協会)

添付4 : 船舶石綿含有資材調査者学科講習 募集要綱 (日本船舶技術研究協会)

添付5 : 各会場の定員 (日本船舶技術研究協会)

添付6 : 船舶石綿含有資材調査者資格について (国土交通省海事局船舶産業課)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限り。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です

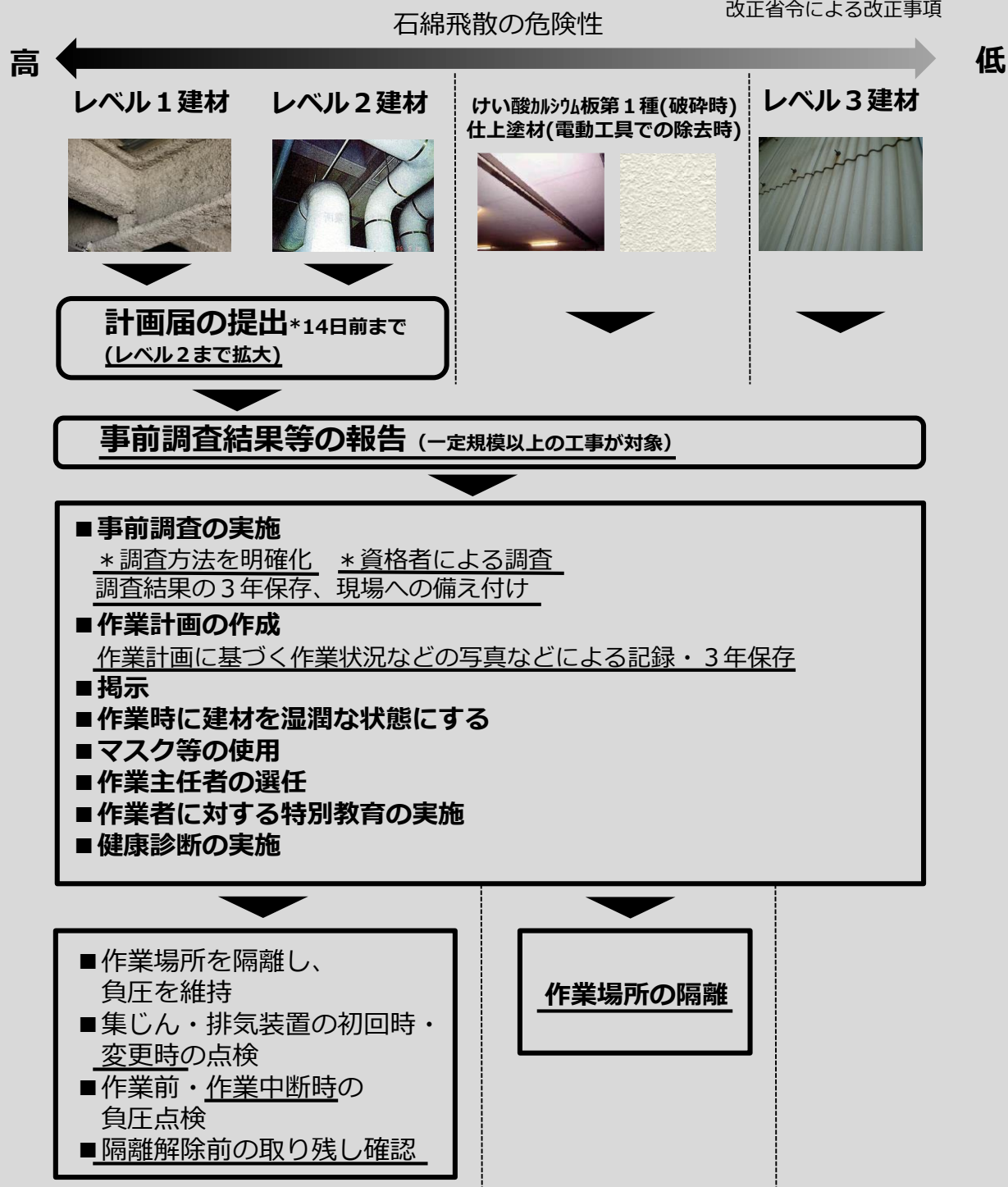
写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

石綿対策の規制が強化されています

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が令和2年7月公布の改正省令による改正事項



[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●			
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	●

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆ 建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆ 船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ 小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であつて、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和3年4月1日施行

■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
 - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆ 事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆ 作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

日本船舶技術研究協会からのご案内

「船舶石綿含有資材調査者」資格の取得について

鋼船の船舶検査に伴う修繕等を含む修理工事や解体工事の際には、原則的に全ての船舶で石綿に関する事前調査が必要です。さらに令和 5 年 10 月 1 日以降は規制強化が図られ、その事前調査を行う者の資格（船舶石綿含有資材調査者）が要求されます。

弊会では、その資格者を造船事業者等が各社内で自ら育成できるように、

- ①船舶石綿含有資材調査者講習テキスト（修了考査問題集付き）
- ②学科講習用ビデオ（全 7 時間コース）
- ③厚生労働省指導により作成した船舶石綿含有資材調査者の学科講習管理者向けマニュアル

を今般、**無料で公開**することと致しました。以下からダウンロードください。（学科講習用ビデオ（全 7 時間コース）はリンク先からご視聴下さい。）

URL : <https://www.jstra.jp/a3b05/>

また、上記資格者の自社内育成が困難なケースも想定されるため、弊会において資格取得のための学科講習と修了考査を**全国 8 カ所程度で実費（テキスト込みで 1 名につき 1 万 5 千円程度）にて実施**することといたしました。この資格付与事業のスケジュールは近々ご連絡させていただきます。

- 本件に関するお問い合わせ先
（一財）日本船舶技術研究協会 加藤、太田
TEL : 03-5575-6426、
FAX : 03-5114-8941
e-mail:standard@jstra.jp

「船舶石綿含有資材調査者」 学科講習のご案内

(一財) 日本船舶技術研究協会

全ての鋼製船舶の解体・改修工事（船舶検査等に伴う機器の開放工事を含みます）の際には、石綿含有の有無を調べる「事前調査」を行う必要があります。令和 5 年 10 月から、「事前調査」を実施するには「船舶石綿含有資材調査者」の資格が必要となります。

(一財) 日本船舶技術研究協会では、令和 5 年 1 月から全国 9 カ所で、学科講習等を行い、「船舶石綿含有資材調査者」の資格付与をいたします。講習等への参加手続きの概要は以下の通りです。詳細は別添の**募集要項**をご覧ください。

参加手続き概要

- ① **申込書**に必要事項をご記入の上、電子メール若しくは FAX でお申し込みください。
- ② 当方から受付票をご送付します。
- ③ **受講には資格（石綿作業主任者資格や経歴など）が必要です。** 証明書等の写しを電子メール若しくは FAX でご送付ください。資格審査を致します。
- ④ 受講票をご郵送致します。
- ⑤ 講習当日は、受講票と顔写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
- ⑦ 修了考査の可否結果（満点の 60% で合格）をご連絡致します。
- ⑧ **受講料（1 万 5 千円）を銀行振込み**いただき、銀行振込票控えの写しを電子メール若しくは FAX でご送付ください。
- ⑨ 船舶石綿含有資材調査者資格**証明書**をご郵送致します。

講習日時と開催地一覧（予定）

北海道地区	札幌	：	令和 5 年 1 月 27 日
東北地区	仙台	：	令和 5 年 1 月 20 日
関東地区	東京	：	令和 5 年 1 月 11 日～13 日
北陸信越地区	新潟	：	令和 5 年 3 月 10 日
中部地区	名古屋	：	令和 5 年 2 月 3 日
関西地区	大阪	：	令和 5 年 2 月 9 日、10 日
中国地区	広島	：	令和 5 年 2 月 16 日、17 日
四国地区	高松	：	令和 5 年 2 月 24 日
九州沖縄地区	福岡	：	令和 5 年 3 月 2 日、3 日

お問い合わせ窓口

(一財) 日本船舶技術研究協会
住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9
e-mail：o-kobayashi@jstra.jp
電話：03-5575-6427
FAX：03-5114-8941
担当者：小林、太田、福田

(令和 4 年 10 月 7 日)

令和 4 年 10 月 7 日

船舶石綿含有資材調査者学科講習 募集要項

本講習は、厚生労働省告示第 171 号に基づき、船舶石綿含有資材調査者の育成のための学科講習と修了考査を行うものです。所要の知識を学び学科講習終了後の修了考査に合格した方に、「船舶石綿含有資材調査者」の講習修了証明書を付与し、当協会にて、講習修了者の方の氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記録した帳簿を備え、法定期間保存いたします。

1. 講習開催場所と日程

本講習の受講場所と日程は表 1、当日の時間割は表 2 のとおりです。

表 1 講習開催場所と日程

期 日	場 所	住 所
令和 5 年 1 月 27 日 (金)	札幌	札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 - 1 札幌市産業振興センター セミナールーム 1
令和 5 年 1 月 20 日 (金)	仙台	仙台市宮城野区原町南目町 146 東北港運会館会議室
令和 5 年 1 月 11 日 (水) 令和 5 年 1 月 12 日 (木) 令和 5 年 1 月 13 日 (金)	東京	東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 (一財) 日本船舶技術研究協会 4 階会議室
令和 5 年 3 月 10 日 (金)	新潟	調整中
令和 5 年 2 月 3 日 (金)	名古屋	名古屋市港区港町 1-11 名古屋港湾会館 (*)
令和 5 年 2 月 9 日 (木) 令和 5 年 2 月 10 日 (金)	大阪	大阪市中央区北浜東 3-14 エル・大阪 研修室 2
令和 5 年 2 月 16 日 (木) 令和 5 年 2 月 17 日 (金)	広島	広島市中区橋本町 5-11 RCC 文化センター 7 階 700 会議室
令和 5 年 2 月 24 日 (金)	高松	高松市松福町 2-15-24 サン・イレブン高松 5 階 視聴覚研修室
令和 5 年 3 月 2 日 (木) 令和 5 年 3 月 3 日 (金)	福岡	福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所会議室 (*)

注：上記 (*) の会場は予約調整中です。最新情報は日本船舶技術研究協会 HP で確認をお願いします。

表2 講習時間割

(時 刻)	(所要時間)	(内 容)
09:00~09:15	15分	受付
09:15~09:25	10分	ガイダンス
09:25~10:25	60分	第1講習:基礎知識1
10:25~10:30	5分	休憩
10:30~11:30	60分	第2講習:基礎知識2
11:30~12:30	60分	昼休み
12:30~13:55	85分	第3講習(1):図面調査
13:55~14:00	5分	休憩
14:00~15:05	65分	第3講習(2):図面調査
15:05~15:10	5分	休憩
15:10~16:30	80分	第4講習(1):現地調査
16:30~16:35	5分	休憩
16:35~17:45	70分	第4講習(2):現地調査
17:45~17:50	5分	休憩
17:50~18:00	10分	修了考査ガイダンス
18:00~19:00	60分	修了考査

2. お申込み方法

以下の手順にてお申込み手続きをお願い致します。

- ①別添「様式1 (申込書)」に所要事項をご記入いただき、電子メール又はFAXにてお申込みください。(この段階では証明書や銀行振込等の必要はありません。)

(一財) 日本船舶技術研究協会 (〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9)
 電子メール: o-kobayashi@jstra.jp
 FAX: 03-5114-8941
 電話: 03-5575-6427 (担当: 小林、太田、福田)

- ②お申込みいただいた電子メールアドレス又は申込書に記入されたFAX番号宛に、受講受付したことをご返信いたします。(定員に達した場合は、受付を終了させていただきます。ご了承ください。)
- ③受講日の2カ月前までに以下のアとイの証明書類等を pdf 化し、電子メールに添付してお送りいただくか又はFAXにてお送りください(①と同じ送付先)。証明書類等をご提出いただかないと受講できません。
- ア 「様式1 (申込書)」(上記の①に添付証明情報を追加記入し、再送願います。)
- イ 表3の資格区分毎に必要な証明書類の写し(卒業証明書、各種証明書のフォームは

問いません。実務経験証明書は「様式2」を用いて職場の上職者が作成願います。個人営業の方等のケースはご相談ください。）

参考情報：鋼製船舶の機器の開放工事では、パッキンの除去が頻繁に発生するため、「石綿作業主任者」の資格保有者が必須です。「石綿作業主任者」が、今般の「船舶石綿含有資材調査者」の資格を取得されることが推奨されます。石綿作業主任者については、その資格証明写しを提出されるだけで受講資格はクリアされます。（表3のツ）

- ④書類審査の結果、証明書類に不備が発見された時はご連絡致します。
- ⑤講習の1か月前に受講票と関係資料を郵送いたします。必ず、「受講会場」「受講日時」をご確認いただき、講習当日は、必ずお持ちください。
- なお、書類に虚偽の事実が判明した場合は、資格は取消となります。

表3 学歴・実務経験年数等受講資格と証明書等必要書類

記号	学歴・実務経験年数等	証明書等必要書類
イ	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を習得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験（※1）を有する者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書
ロ	学校教育法による大学（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）又は高等専門学校において、航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科に準ずる学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験（※1）を有する者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書
ハ	学校教育法による大学において、造船に関する学科及び造船に関する学科に準ずる学科以外の学科（以下「その他の学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験（※1）を有する者であって、小型船造船業法施行規則（昭和四十一年 運輸省令第五十四号）第二十二條及び第二十三條の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了した者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書
ニ	学校教育法による短期大学において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあつては、三年）以上の実務の経験（※1）を有する者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書（必要な場合）
ホ	学校教育法による短期大学において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験（※1）を有する者であつて、登録講習を修了した者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書

へ	学校教育法による専修学校（修業年限が二年以上の専門課程に限る。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあつては、三年）以上の実務の経験（※1）を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書 (必要な場合のみ)
ト	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験（※1）を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書
チ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年（登録講習を修了した者にあつては、五年）以上の実務の経験（※1）を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書（必要な場合）
リ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年以上の実務の経験（※1）を有する者であつて、登録講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書
ヌ	船舶の製造、解体又は改修に関して十一年以上の実務の経験（※1）を有する者であつて、登録講習を修了したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書 ・登録講習修了書
ル	小型船造船業法（昭和四十一年法律第九十九号）第十条第一項に規定する主任技術者（小型鋼船に係るものに限る。）の経験を有する者	・主任技術者を証明する書類
ヲ	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三条第一項に規定する有害物質一覧表を作成する専門家として国土交通省の証明を受けている者（これと同等以上の知識経験を有する者（※2）を含む。）（※3）	・資格証明書
ワ	海事行政（船舶に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
カ	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
ヨ	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又はこれらの者であった者	・実務経験証明書
タ	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明書
レ	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者であつて、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査に関して五年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書 ・特定化学物質等作業主任者技能講習修了証明書
ソ	登録規程第二条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項	・建築物石綿含有建材調査

	に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（次号ロにおいて「建築物石綿含有建材調査者」という。）（※3）	者講習修了証明書
ツ	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者（※3）	・石綿作業主任者技能講習修了証明書
ネ	イからツまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者	・各種証明書

※1：上記イからヌに規定する「船舶の製造、解体又は改修」に関する「実務の経験」には、現場における船舶の造修工事作業のほか、船舶の設計、工程の管理、船舶の検査が含まれる。

※2：「有害物質一覧表等の確認等実施要領」（平成31年3月29日国海査第523号の4）において規定する者であること。具体的には一般財団法人日本船舶技術研究協会及び株式会社NKコンサルティングサービスの制度により専門家として登録されている者並びに上記以外に専門家として登録されている者で国土交通省の証明を受けている者と同等の知識及び経験を有する者として国土交通省海事局検査測度課長が認める者であること。

※3：次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる学科講習の講習科目について、当該講習科目の受講の免除を受けることができる。ただし修了考査の免除はできない。

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
ヲ、インベントリ作成専門家	船舶石綿含有資材の図面調査
ソ、建築物石綿含有建材調査者	船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識1 現地調査の実際と留意点
ツ、石綿作業主任者	船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識1

3. 講習当日の注意

- ①本講習では、遅刻を認めておりません。開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなります。
- ②講習当日は、会場の受付で受講票をご提示ください。顔写真付きの身分証明書をお持ちください。
- ③大規模災害等不測の事情により、予定が変更される場合がございます。その際の交通費、宿泊費等の補償は致しません。予めご了承の上お申し込みください。
- ④筆記用具（修了考査で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）をお持ちください。

4. 修了考査について

- ①講習に欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。（ただし、受講資格区分ヲ、ソ、ツには免除措置がございます。ただし、修了考査の出題範囲には免除はありません。）

- ②修了考査は、満点の60%以上の得点をもって合格となります。
- ③不合格となった方は、一度だけ修了考査を再受験することができます。その修了考査再受験の機会は東京で予定しております。受験費用はお問い合わせください。
- ④修了考査の内容、個別合否結果、合否結果の理由等についての問合せには応じられませんので、予めご了承ください。合否結果はご連絡致します。

5. 受講料の振込み

- ①講習受講終了後に、受講料 15000 円（税込み）を下記銀行口座にお振込みください。
（※振込手数料は、ご負担願います。）

【お振込先】

銀行名 : 三菱 UFJ 銀行 虎ノ門支店
 口座番号 : 普通預金 2880176
 受取人名 : 一般財団法人日本船舶技術研究協会

- ②以下のアとイを pdf 化し、以下の宛先に電子メールに添付してお送りいただくか、又は FAXにてお送りください。
 ア 「様式 1 (申込書)」(受講料振込情報等の所要事項を追加記入し、再送願います。)
 イ 受講料の銀行振込票控えのコピー

(一財) 日本船舶技術研究協会 (〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9)
 電子メール : o-kobayashi@jstra.jp
 FAX : 03-5114-8941
 電話 : 03-5575-6427 (担当 : 小林、太田、福田)

- ③受講料の領収書は、下記 5. の修了証明書類を送付します際に、同封してお送りいたします。

6. 修了証明書の発行、帳簿記録

- ①修了考査に合格した方には「船舶石綿含有資材調査者」の講習修了証明書が発行されます。また、一部の科目のみ受講した方、及び、修了考査に合格しなかった方には、講習部分修了証明書が発行されます。(ただし、上記 5. の受講料の振り込みを確認したうえで、実施いたします。)
- ②合格者は、氏名、生年月日、受講科目、修了年月日、ご連絡先等を帳簿に記録いたします。
- ③修了考査に合格した方の修了情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご了承ください。

以上

様式1 申込書

受付番号（申し込み時は記入不要）		
申し込み日	年 月 日	
フリガナ		
氏名		
フリガナ		
住所		
生年月日	年 月 日	
電話番号		
メールアドレス又はFAX番号		
所属企業名		
受講希望日		
受講場所		
受講資格（該当する資格のイからツの記号を記入）		
添付証明書（該当するものに○をつけてください）	<input type="checkbox"/>	卒業証明書／履修履歴証明書
	<input type="checkbox"/>	実務経験証明書
	<input type="checkbox"/>	各種証明書等
受講料振込情報	振込日	年 月 日
	金融機関名	
	支店名	
	振込者名	
	通信欄	

電話番号、メールアドレス、FAX番号は所属企業のものでも個人用のものでも結構です。

この申込書は申込時だけでなく、その後の連絡用にも何回か使用されることになります。

様式1 申込書（記載例）

受付番号（申し込み時は記入不要）		
申し込み日	令和4年12月1日	
フリガナ	イシワタ タロウ	
氏名	石綿 太郎	
フリガナ	トウキョウト ミナトク アカサカ	
住所	東京都港区赤坂〇〇 - 〇〇 - 〇〇	
生年月日	昭和40年1月1日	
電話番号	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
メールアドレス又はFAX番号	Ishiwata@chosa	
所属企業名	(株)石綿	
受講希望日	令和5年2月9日（木）	
受講場所	大阪	
受講資格（該当する資格のイからツの記号を記入）	チ	
添付証明書（該当するものに○をつけてください）	<input type="radio"/> 卒業証明書／履修履歴証明書	
	<input type="radio"/> 実務経験証明書	
	<input type="radio"/> 各種証明書等	
受講料振込情報	振込日	令和5年2月10日
	金融機関名	イシワタ銀行
	支店名	イシワタ支店
	振込者名	カブシキカイシャ イシワタ
	通信欄	当社からの受講者10名分を一度に振り込みました。

電話番号、メールアドレス、FAX番号は所属企業のものでも個人用のものでも結構です。

この申込書は申込時だけでなく、その後の連絡用にも何回か使用されることになります。

様式2 実務経験証明書

受付番号 (記入不要)	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
住所	
電話番号	
メールアドレス又はFAX番号	
勤務先	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
職務内容	
在職期間 (年数単位で記載)	
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>住所：</p> <p>社名：</p> <p>役職名：</p> <p>氏名：</p>	

様式2 実務経験証明書（記載例）

受付番号（記入不要）	
フリガナ	イシワタ タロウ
氏名	石綿 太郎
フリガナ	トウキョウト ミナトク アカサカ
住所	東京都港区赤坂〇〇 - 〇〇 - 〇〇
電話番号	00 - 000 - 0000
メールアドレス又はFAX番号	ishiwata@chosa
勤務先	（株）石綿
勤務先所在地	東京都港区赤坂〇〇
勤務先電話番号	00-000-0000
職務内容	船舶の検査
在職期間（年数単位で記載）	5年
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>住所：東京都港区赤坂〇〇 - 〇〇 - 〇〇</p> <p>社名：（株）石綿</p> <p>役職名：事業本部長</p> <p>氏名： 石綿 明（署名又は捺印）</p>	

添付5

船舶石綿含有資材調査者講習会場の定員

場所	期日	会場名	定員
札幌	1月27日（金）	札幌市産業振興センター	63名
仙台	1月20日（金）	東北港運会館	36名
東京	1月11日（水） 1月12日（木） 1月13日（金）	日本船舶技術研究協会会議室	各日20名ずつ （合計60名）
新潟	3月10日（金）	（予約調整中）	20名程度
名古屋	2月3日（金）	名古屋港運会館（予定）	48名
大阪	2月9日（木） 2月10日（金）	エル・大阪	各日48名ずつ （合計96名）
広島	2月16日（木） 2月17日（金）	RCC文化センター	各日42名 （合計84名）
高松	2月24日（金）	サン・イレブン高松	54名
福岡	3月2日（木） 3月3日（金）	福岡商工会議所（予定）	各日56名 （合計112名）

令和 4 年 10 月

関係各位

国土交通省海事局船舶産業課

船舶石綿含有資材調査者資格について

平素より海事行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

既にご承知のとおり、全ての鋼製船舶の解体・改修工事（船舶検査等に伴う機器の開放工事を含みます）の際には、石綿障害予防規則等の法令に基づき、石綿（アスベスト）含有の有無を調べる「事前調査」をはじめとして、各種石綿（アスベスト）ばく露防止に関する要件がかかります。（法令の適用関係は（一財）日本船舶技術研究協会のホームページの各種資料をご参照ください。）

今般、新たに令和 5 年 10 月 1 日から、上記の「事前調査」を行う者には、一定の資格（船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者）が要求されます。

この資格は、（一財）日本船舶技術研究協会のホームページに公開されている資格者育成用の教材（「船舶石綿含有資材調査者講習テキスト（修了考査問題集付き）」、「学科講習用ビデオ（全 7 時間コース）」及び「船舶石綿含有資材調査者の学科講習管理者向けマニュアル」など）を活用して、事業者各位が組織内で付与することが可能です。

一方で、個別事業者が組織内で講習や修了考査を実施することが負担となる可能性もあると考えており、来年 10 月の施行に向けて（一財）日本船舶技術研究協会では、希望者に対し来年 1 月から全国 9 カ所で、「学科講習と修了考査」を実施し、資格の付与を行うこととなりました。

つきましては、その旨会員に周知するとともに、来年 10 月の施行までに、船舶石綿含有資材調査者資格に係る石綿障害予防規則等の法令への適合のご指導をお願いします。